**仕様書別紙９**

**委託費の支払いについて**

**１ 委託費の支払い及び支払い時期**

委託料は、訓練の行われた期間について訓練終了後、委託先機関からの請求により支払うものとする。ただし、訓練期間が３か月を超える場合には、必要に応じて３か月を単位として、３か月経過毎に支払を行うことができるものとする。

**２ 訓練実施委託料の算出方法**

（１）委託費の支払い対象

ア　　委託費の額は、訓練生１人につき訓練実施後１か月ごとに算定する。この場合、訓練開始日又はそれに応当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日までの区切られた期間を「1か月」として取り扱う。ただし、訓練生が中途退校した場合又は委託契約を解除した場合等あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合（以下「中途退校等による早期終了」という。）は当該日（以下「早期終了日」という。）までとする（以下「算定基礎月」という。）。

イ　当該算定基礎月において、訓練設定時間（ｅラーニングコースについては、在宅訓練の訓練設定時間及びスクーリングの訓練設定時間の合計時間数とする。以下同じ。）の80％に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、委託先機関に対して支払いを行う（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という。）。また、算定基礎月において、訓練設定時間の80％に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（訓練生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80％に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。

（２）委託費支払い額

支払対象月に１人当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする。なお、早期終了日がある場合は、委託費の額は１か月毎に算定し、次により支払うものとする。

ア　　訓練が行われた日（ｅラーニングコースについては、推奨訓練日程計画における在宅訓練の日数及びスクーリングの日数の合計とする。以下「訓練実施日数」という。）が１６日以上又は訓練が行われた時間（ｅラーニングコースについては、推奨訓練日程計画における在宅訓練の時間数及びスクーリングの時間数の合計とする。以下「訓練実施時間」という。）が96時間以上（ｅラーニングコースについては、「48時間以上」とする。以下同じ。）である時は月額単価。

イ　　訓練実施日数が16日以上又は訓練実施時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（日曜日、国民の祝日※その他委託先機関が休日とした日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母に、訓練実施日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）

※「委託先機関が休日とした日」とは、原則として次の休日とする。

ア　土曜日、日曜日、国民の祝日（振替え休日を含む）

イ　定期的な休校日（週１日程度、月５日まで）

ウ　お盆等に係る夏季の休校日（８月１３日から１５日を中心とした期間）

エ　年末年始に係る休校日（１２月２９日から１月３日を中心とした期間）

オ　創立記念日に係る休校日等

**３　訓練実施委託料**

訓練生1人１か月あたりの訓練実施委託料の上限額

|  |  |
| --- | --- |
| 訓練コースの区分 | 訓練実施委託料の上限 |
| 知識等習得コース | 5３,000円（外税） |
| ｅラーニングコース | 63,000円（外税） |
| デュアルシステム | 63,000円（外税） |
| 建設人材育成コース | 103,000円（外税） |

※ただし、１か月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。eラーニングコースについては、１か月当たりの訓練設定時間が54時間未満のものとする。）にあっては、上記の価格を訓練設定時間の割合で按分する。

**４ 就職支援実施委託料（就職支援経費）の算出方法**

（１）対象となる委託訓練コース

知識等習得コースのうち訓練期間が１か月を超えるものを対象とする。

（２）就職支援実施委託料の額については

下記（４）により算出する「就職支援経費就職率」に応じ、それぞれ以下に定めるところによるものとする。ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月を対象月数から除くこととする。なお、１か月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く）にあっては、下記の価格を訓練設定時間の割合で按分する。

|  |  |
| --- | --- |
| 就職支援経費就職率80％以上 | 20,000円（外税） |
| 就職支援経費就職率60％以上80％未満 | 10,000円（外税） |
| 就職支援経費就職率60％未満 | 支払なし |

（３）就職支援実施委託料の支払い額の算出方法は、以下によって計算される額を支払うものとする。

≪就職支援実施委託料の支払額≫

|  |
| --- |
| 受講者数×就職支援実施委託料×対象月数 |

※「対象月数」については、６か月を超える訓練であっても終了月を含む直前６か月のみとする。

ただし、訓練終了月が１か月（訓練開始日又はそれに応当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日までの期間）に満たない場合には、訓練終了月を除いて６か月分を算定することとして差し支えない。

　　　※早期終了日がある場合は、上記２（２）を準用することによって得た額とする。

（４）就職支援経費就職率の算定方法は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象就職者  （訓練修了者＋対象就職者のうち就職のための中退者） | ×100 |

（５）当該就職支援実施委託料の対象となる「対象就職者」とは、以下のとおりとする。

ア　　訓練修了後３か月以内（この場合の「訓練修了後３か月以内」とは、「訓練修了日の翌日から起算して３か月以内（３か月経過する日）」とする。以下同じ。）に就職（就職のための中退者を含む。）又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が２０時間以上であり、かつ、「雇用期間の定めなし」又は「４か月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者（この場合の「４か月以上」とは、「雇い入れの日から起算して120日以上」とする。）及び自営を開始した者。

イ 　ただし、訓練修了後３か月以内に、４か月未満の雇用期間の雇用契約により就職又は内定したものであって、その後、訓練修了後３か月以内に、「雇用期間の定め無し」又は「４か月以上」の雇用期間の雇用契約により就職又は内定した者については、「対象就職者」として取り扱うものとする。

ウ 　就職した者のうち、労働者派遣事業により派遣される場合は、就職者は訓練修了後３か月以内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者に限ることとし、自営業の場合は、訓練修了後３か月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限るものとする。

エ 　委託先機関又はその関連事業主に雇用された場合は、雇用保険の加入者に限ることとし、委託先機関は報告の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険被保険者資格取得届等受理後に安定所長から事業主に交付）の写しを提出するものとする。また、雇用の実態を確認するため、雇用契約書又は労働条件通知書の写しを併せて提出するものとする。

オ 　「内定」は、訓練修了者等からの書面「就職状況実施報告書(様式第36号)」に就職予定日の記載がある場合のみ可とする。

カ　　「訓練修了者」からは、複数の職業訓練に係る受講指示を受けたことにより、再度の訓練受講中である又は予定している者を除くものとする。また、再度、受講あっせんを受け、職業訓練を受講し既に修了・中退している者についても「訓練修了者数」から除くこととし、そのうち就職者については「対象就職者数」から除くこととする。

**５ 職場見学等推進費の算出方法**

（１）職場見学等推進費は、次の算定方法で算出する「職場見学等実施率」が80％以上である場合に

支払うこととし、単価は訓練生１人当たり10,000円（外税）とする。

|  |
| --- |
| 職場見学等実施率＝（ｂ＋ｃ）÷（ａ＋ｃ－ｄ）×100  ａ：修了者  ｂ：修了者のうち２か所以上かつ６時間以上職場見学等に出席した者  ｃ：中途退校者のうち２か所以上かつ６時間以上職場見学等に出席した者  ｄ：修了者のうちやむを得ない理由により２か所以上又は６時間以上職場見学等に出席できなかった者 |

（２）職場見学等推進費は、以下によって計算される額を支払うものとする。

≪職場見学等推進費の支払額≫

|  |
| --- |
| 入校者数×職場見学等推進費 |

**６ デジタル資格コースに係るデジタル訓練促進費の算出方法**

（１）対象となる訓練

　　　仕様書別紙5-1 2のとおり。

（２）デジタル訓練促進費（デジタル資格コース）の算定

　　単価は訓練生１人１か月当たり10,000円（外税）とする。ただし、１か月当たりの訓練設定時間が１００時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより１００時間未満となる場合を除く。また、eラーニングコースとして実施する場合は１か月当たりの訓練設定時間が54時間未満のものとする。）にあっては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分する。その他、支払いについては、上記2のとおりとする。

（３）資格取得率

　　ア　仕様書別紙5-1　2（１）については、資格取得率を3５％以上とする。

　　イ　仕様書別紙5-1　2（２）については、資格取得率を５０％以上とする。

ウ　資格取得率の算定方法は、以下のとおりとする。

≪資格取得率≫

|  |  |
| --- | --- |
| 新規資格取得者  （訓練修了者＋就職のために中退した新規資格取得者） | ×100 |

※　「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して３か月以内（就職のために中退した者については中退日まで）に取得した者とする。

ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては１人として数える。

また、就職のために中退した新規資格取得者は、対象就職者であることを要しないが、雇用期間が１か月未満の雇用契約による就職者は除く。

なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。

（４）デジタル訓練促進費就職率

デジタル訓練促進費就職率は７０％以上とする。なお、デジタル訓練促進費就職率の算定方法は、上記４（４）の就職支援経費就職率の算出方法と同様とする。

（５）デジタル訓練促進費は、以下によって計算される額を支払うものとする。

≪デジタル訓練促進費≫

|  |
| --- |
| 受講者数×デジタル訓練促進費×対象月数 |

　　　※「対象月数」については、訓練の全期間とする。ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月を対象月数から除くこととする。また、早期終了日がある場合は、委託費の額は上記２（２）を準用することによって得た額とする。

**７　DX推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費の算出方法**

（１）対象となる訓練

　仕様書別紙5-1 ３のとおり。

（２）デジタル訓練促進費（DX推進スキル標準対応コース）の算定

　　DX推進スキル標準対応コースを実施する場合のデジタル訓練促進費の単価は、訓練生１人１か月当たり５，０００円（外税）とする。ただし、１か月当たりの訓練設定時間が１００時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより１００時間未満となる場合を除く。また、eラーニングコースとして実施する場合は１か月当たりの訓練設定時間が54時間未満のものとする。）にあっては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分する。その他、支払については、上記２のとおりとする。

（3）当該コースを、デジタル資格コースと併設する場合にあっては、仕様書別紙５-１　３（３）のとおりとする。

**８ デュアルシステムに係る訓練導入講習費及び評価手数料の算出方法**

（１）訓練導入講習費は、訓練生１人当たり8,000円（外税）とする。ただし、訓練生が中途退校した等により、訓練導入講習を受講した時間が２４時間未満となった場合は支払わない。

（２）企業実習終了後に訓練生の能力評価を行い、職業能力証明シートを交付した場合には、評価手数料として訓練生１人当たり、4,880円（外税）を支払う。ただし、当該訓練生に対する能力評価を行わなかった場合は、当該者分の評価手数料を支払わないものとする。

**９ 託児サービスに係る委託料の算出方法**

（１）託児サービスに係る委託料の単価（以下「託児サービス単価」という。）は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額（委託先機関自らが訓練生のみに対して託児サービスを提供する場合は個々の積み上げによる実費）であることとし、算定基礎月毎に児童１人１か月当たり66,000円（外税）を上限とする。

（２）委託費の支払いに関する留意事項

ア 託児サービス委託費については、託児児童毎に支払われるものであること。

イ 中途退校等による早期終了及び訓練生の事情により託児サービスの利用を中止した場合の取り扱いについては、当該日が属する算定基礎月における訓練をすべき日数を分母に、訓練実施日数（訓練生の事情により託児サービスの利用を中止した場合は中止した日までの訓練実施日数）を分子にして得た率に託児サービス単価を乗じることにより算出して得た額を支払うことを原則とする（１円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、契約する託児サービス提供機関において、一般の利用者の費用負担の方法が契約した月額を支払うこととなっている場合であって、契約上、訓練実施日数分のみの支払いをすることが困難な場合は、託児サービス単価を支払う。

なお、託児サービス単価を日額単価で契約している場合は、上記の取扱いによらず、利用した日数分を日額単価により支払う。

10 その他

なお、上記委託料の単価及び算出方法については、令和８年度予算の厚生労働省の概算要求内容として示されたものであり、今後変更となる場合がある。